

令和6年3月28日

令和6年度事業計画

細島水先区水先人会

本会は、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成18年法律第38号）」により改正された水先法に基づき、平成19年4月1日に法人水先人会として設立された。

本会の設立目的は、水先法の目的に鑑み、会員の品位を保持し、水先業務の適正かつ円滑な遂行に資するため、合同事務所の設置及び運営、水先人の養成並びに会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことである。

これらの目的を達成するため、本会は、会則第4条に次の事業を定めている

- (1) 会員の品位保持に関する諸施策を実施すること。
- (2) 合同事務所の設置及び運営に関する事務を行うこと。
- (3) 水先人の養成に関し必要な事務を行うこと。
- (4) 本会及び会員の業務に関し日本水先人会連合会及び官公署と連絡協議すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会員に対する指導、連絡及び監督に関する諸施策
その他本会の目的を達成するため必要な施策を実施すること。

1. 重点事業

令和6年度は、引き続き利用者の信頼に込え得る水先業務の遂行に資すると共に、引受窓口業務の円滑な実施を図るため、多様な通信手段の効率的な運用を行ない本会の事業体制の確立及び事務所運営の整備を重点事業として推進する。

また、試行期間中である事務所については、引き続き連絡体制の確保、郵便物の送受信等の問題点の解決を行い、合同事務所としての正式運用の可否について検討する。

2. 各事業

令和6年度は、次の具体的事業を行う。

- (1) 適正化事業
 - ・会員による水先業務の適正な遂行及び関係法令・規則の遵守
 - ・会員の技術向上及び健康管理など品質管理に関する事業の推進
 - ・ユーザー対応窓口の運営による利用者意見の聴取
 - ・公益法人会計基準に基づく経理処理の整備

- ・外部税理士への業務委託による適正な経理処理の実施を再検討する。
- ・日本水先人会連合会の目的を達成し、併せて海事の振興および緊急時に必要と認められる事業等への参加及び協力)
- ・細島港の取扱量が激減しておることを踏まえ、当会の運営について新たな業務の可能性を模索するとともにそれについての検討を行う。

(2) 水先人の養成関連事業

- ・安全運航の確保のため、各水先人の操船経験や自然環境などの実態について、積極的に情報交換を行ない、また技術向上に資するため操船研究の収集を行う。
- ・日本水先人会連合会のシミュレーターが正式運用されることとなるため、それを活用し適宜、スキルアップを図る。

(3) 業務取次窓口事業

- ・「水先応召・引き受け基準の運用」の見直し
- ・「引き受け事務要領」の整備、確認

(4) その他の事業

- ・港湾管理者の進める港湾情報の一元管理が正式運用となっているがれについての引き続き当会としてのモニタリングを継続し港湾管理者への助言を行う。
- ・乗下船および運航上の安全基準の再確認および徹底と問題点のについて乗下船地点の海図記等を含め正式な運用を目指す。
- ・新たに港湾管理者担当者等、公的な関係者に対しての実施も視野に入れ、代理店担当者に対して水先業務と港内航行の安全に関する知見を深めるため見学会を継続して実施する。
- ・港内の安全確保、出入港作業の更なる効率化を目指し官民を含めた実務者との情報交換、意見交換を積極的に行う。

以上